

内容

-新年号-

- p.1 気候変動次期枠組みにおける緩和行動の強化
- 幅広い参加と削減の強化を実現するために -
- p.3 排出量取引制度導入先送りの経緯
- p.5 新連載 カンケン合意を読み解く(1):共有ビジョン
- p.9 連載 主要国の最新動向(2)^{*} - 中国・インド・韓国 -
新連載 日本の政治と地球温暖化・気候変動政策
- p.11 環境省中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度
小委員会にみる「最前線のリーダーシップ」(1)
- p.15 活動・出版物紹介
- p.15 Srapnam 夢
- p.15 編集後記

* 先月号からスタートした「中国・インドの最新動向」から変更・拡大することとなりました。

気候変動次期枠組みにおける緩和行動の強化 - 幅広い参加と削減の強化を実現するために -

財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)
理事長
浜中 裕徳



気候変動枠組条約(UNFCCC)締約国会議第16回会合(COP16)は、コペンハーゲン合意の下でわが国、EU、米国、中国、インド、ブラジル、韓国、インドネシアなど各国が提出した気候変動緩和の目標や行動を公式のCOP決定で位置づけ、途上国の緩和行動に関する検証と国際協議のプロセスを導入し、またこれらに加え気候変動への適応や資金、技術移転、途上国における森林減少・劣化対策などをカバーするバランスのとれた「カンケン合意」を採択した。昨年のCOP15では約120カ国の首脳が参加しコペンハーゲン合意が作成されたにもかかわらず、最終段階で少数国の反対のためにこれを採択できなかつたが、今回は議長国メキシコが透明な手続きを重視してコンセンサスの形成に成功し、COP15後に失われたCOPのような多国間協議の場への信頼をかなり回復することができた。カンケン合意を新たな出発点として、年末に南アフリカ・ダーバンで開催のCOP17でこれを実施可能なものとすることができるよう、引き続き国際交渉が続けられることになると見られる。(ア)

パリ行動計画(BAP)の下での国際交渉は、京都議定書交渉がその出発点であるベルリン・マンデーにおいて先進国の約束強化に焦点を当てることとし、交渉の結果2008~12年の期間について先進国の排出削減目標を決定したのに比べ、京都議定書締結先進国に加え、米国および途上国の緩和、適応などに関する行動の強化が主要課題となつたことから、主要な交渉プレーヤーの間の利害関係が錯綜したものとなり、途上国の行動強化とそれに対する先進国の支援強化が連動しているなど、極めて困難な交渉である。

カンケン合意には、各国が自ら設定・提出した緩和の目標や行動に留意し、これを起点として、先進国については報告、専門家による審査、そして削減目標に関し、比較可能性を高め、信頼を構築することを目的とした排出・吸収量の国際的評価を、途上国については報告、検証(MRV)、そしてその結果に基づく国際的協議(ICA)を行うというプロセスが盛り込まれている。これは、BAPが目的とした先進国、途上国双方の緩和行動の強化の実現に向けた重要な進展であると考えられる。

(次ページに続く)

緩和の目標を国際交渉により設定するか、あるいは交渉によらず各国が自ら設定するか、また目標に国際法上の拘束力を持たせるか否かは気候変動に関する国際制度設計上の極めて重要なポイントである。京都議定書で数量目標を課されていない中国をはじめとする途上国は、次期枠組み交渉において緩和行動を強化する必要性については認めているものの、自国の目標を国際交渉により設定し、当該目標に国際法上の拘束力を持たせる方式を依然強く拒否しており、議定書を離脱している米国も同様に現在の政治状況下では、中国などが受け入れない方式を受け入れることが困難と見られることから、中国などの途上国や米国を含む幅広い国々の緩和行動を強化するためにはカンクン合意のようなアプローチが当面は現実的であろう。

他方、カンクン合意には各国が共有するビジョンとして、地上平均気温上昇を 2°C 以下に抑えるという長期目標を達成するために世界排出量を大幅に削減する旨が盛り込まれているが、前記のアプローチだけではこの目標の達成は困難である。国連環境計画(UNEP)の“*The Emissions Gap Report*”(2010)は、66%以上の確率で気温上昇を 2°C 以下に抑えるためには2020年に世界排出量を440億トン(CO_2 換算)以下に削減する必要があるが、各国が提出した目標を実施してもなお50~90億トンのギャップが残るとしている。なお、本 UNEP 報告書によれば、各国の目標には条件がつけられている場合が多いことから条件付きのより厳しい目標の達成を目指すか否か、また吸收源の算入や余剰排出枠の次期排出枠への繰り入れに関するルールを厳しく定めるか否かによりギャップの量が異なるとしている。また、残るギャップを埋めるために、オフセット・クレジットのダブルカウントの回避や、より野心的な目標・行動の実施、国際的な資金支援が重要と指摘している。

気候変動に関する国際枠組みはUNFCCC第2条の究極目的の実現につながるものでなければならず、このためには米中など幅広い参加を確保するとともに、気候変動の影響による深刻な事態を回避できるよう将来にわたり削減行動を強化していく仕組みが組み込まれる必要がある。気温上昇 2°C 以下という長期目標を実現するためには、2020年までの排出削減に加え、その後より加速した削減を続けていく必要があり、このためにもこのような仕組みが不可欠である。同時に、目標達成に当たり適用されるルールの策定に当たり環境十全性を確保することが極めて重要である。

(ノ)

カンクン合意は、望ましい安定化水準を達成するために必要となる一層大規模な削減を先進国が先導することを確認するとともに、先進国に削減目標の野心度を高めるよう求め、また市場メカニズムから得られる炭素クレジットや吸収源の利用を含む目標達成に当たっての仮定や前提条件、及び野心度を高めるためのオプションや方法を明確化するワークショップを開催するとしており、さらに低炭素開発戦略・計画を作成すべきとしている。そして、緩和の目標の実施に関しては、前記のとおり先進国には報告、専門家レビュー、排出・吸収量の国際的評価、途上国にはMRV や ICA といったプロセスを設けることとしている。しかしながら、これらのワークショップや計画・戦略、そして目標実施に関わるプロセスが提出された目標や行動の更なる強化にどのようにつながるのかについては明らかではない。さらに、先進国の削減目標強化に関して京都議定書第2約束期間の設定の問題があり、また目標達成のルールに關してもなお少なからぬ課題が未解決であり、いずれも今後の交渉に委ねられている。カンクン合意を実施可能なものとすることを目指す国際的検討に貢献するとともに、併せて排出削減のギャップを縮め、削減行動の将来的強化につなげていけるような仕組みをどうしたら実現できるかについて、IGES として一層の研究と提言を行う必要がある。

排出量取引制度導入先送りの経緯

IGES 気候変動グループ・ディレクター
東北大学 東北アジア研究センター・教授
明日香 壽川



本稿では、国内の主要な温暖化政策、特に焦点であった排出量取引制度が、昨年末に導入先送りになった経緯について具体的に述べる。

1. 閣僚会議決定までの経緯

排出量取引制度は、キャップ・アンド・トレード(Cap and Trade)と呼ばれ、排出量に上限(キャップ)をかけ、不足分あるいは余剰分の取引(トレード)を認める温暖化対策のための施策である。他の施策に比較して、排出削減を確実かつ効率的(国全体での削減コストの最小化)に実現することが特徴であり、すでに、EU、米国、豪州、ニュージーランド、韓国、中国、インドで導入あるいは導入検討中である。日本でも東京都が国に先駆けて導入していて、埼玉県が続こうとしている。

民主党のマニフェストにも導入は規定されており、現在、継続審議中の地球温暖化対策基本法案では、その13条において「法案の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする」とある。政府レベルの具体的な制度設計の検討に関しては、中央環境審議会地球環境部会排出量取引小委員会、およびその前身の自主的排出量取引制度検討会で、産業界(鉄鋼、電力、ガス、自動車など)出身の委員も交えて数年間かけて議論されており、2010年12月の段階で骨格案はほぼ完成していた。

その骨格案の内容は、1)排出枠は無償配分、2)発電分野は対象外、3)削減目標は各企業の削減ポテンシャルをもとに決定、などであり、おそらく世界で最も産業界からの要求に配慮したものだと言える。ただし、これらの配慮はタダではなく、民生分野などの他の分野に負担を転嫁すると同時に、実現されるべき低コストの削減機会が実現されないことで効率性が落ちるために日本全体での排出削減コストも増大させる。言ってみれば、法人税を下げる代わりに消費税を上げているような状況になる。しかし、この「消費税アップ」の部分の議論はほとんどなく、産業界に妥協をしてでも、とにかく制度をスタートさせるというのが環境省や排出量取引制度小委員会の委員の認識であった。いずれにしろ、あとは法案が国会を通過するのを待つだけであった。

(ア)

しかし、昨年後半から危機感を持った導入に反対する人々の活動が活発化し、経産省は、産業界出身の委員と排出量取引導入に消極的な学識者を多く集めた委員会を独自に立ち上げた。そして、まず12月の民主党の会合で、一部の議員による強い主張によって排出量取引導入は与党案としては先送りになり、12月28日に開催された閣僚委員会で、「慎重に検討する」という文言が確定し、実質的な導入先送りが政府案としても決定された。まさに、環境省の排出量取引小委員会にとってははしごをはずされたような状況であり、少なからぬ委員が徒労感を感じる結果となった。言うまでもなく、これらは明らかなマニフェスト破りとなる。

2. 先送りになった要因分析

筆者は、前出の排出量取引制度小委員会の委員であり、産業界、労組、一部官庁の導入反対論者と議論を重ねてきた。それらの経験をもとに、なぜ先送りになってしまったかについて忸怩たる思いとともに述べてみたい。

1)「取引」の部分の批判

導入に反対する人々は、とにかく「取引」に関してマイナス・イメージを与える言葉を繰り返した。実は、排出量取引制度において、「取引」の部分は本質的な部分ではない。キャップと言われる排出量上限を決めることが最も重要な部分である。なぜならば、温暖化対策を進めるためには、排出量の削減が不可欠であり、その排出量を規制するのが排出量取引の根幹だからである。したがって、行政側としては、上限さえあれば、取引の部分は二義的あるいは不要だとも言える。逆に、規制が導入されたあと取引の導入を希望するのは、企業などの規制を受ける側である。しかし、それはあくまでも規制が入った後であり、規制が入る前には、とにかく規制導入を阻止するために使えるものは使うというのが彼らの戦術であった。

したがって、導入に反対する人々は、「排出量取引制度を導入すると、取引によって投機やマネー・ゲームが発生する」とい言い続けた。この投機やマネー・ゲームといった言葉がマスコミによって世間に流れ、反市場原理主義、反ネオ・リベラリズム、反グローバリズム、反米国型資本主

(次ページに続く)

義という昨今の風潮と呼応して、温暖化問題には詳しくないものの影響力のある評論家や知識人に「排出量取引は良くない」というイメージを植えつける結果となった。

しかし、少し考えればわかるように、あらゆる市場で投機やマネー・ゲームの可能性は否定できない。そして、たとえば株式市場には投機やマネー・ゲームがあるから株式市場が不要だという人はいない。市場の存在によって企業は排出削減コスト低減を実現することができ(だから規制導入後は企業側が取引の導入を要求する)、国全体としても費用効果的に排出削減目標の達成が可能となるから、各国が競って導入しようとしている。すでに、二酸化炭素以外にも、たくさんの汚染物質や希少性物質が排出量取引制度によって管理されている。要は、我々が、市場に翻弄されることなく上手に市場を使いこなせるか、という問題であり、実際には、価格高騰を避ける方法も多く存在する。

2)国際競争力喪失リスクの利用

「排出量取引を入れると日本企業の国際競争力が低下して企業が海外へ移転せざるを得なくなる」という言説も繰り返し流布され、一般的な認識として根付いてしまった。しかし、この問題は「排出量取引だから」という問題ではなく、温暖化対策を行う場合に出てくる普遍的問題であり、その程度は温暖化対策に関する日本と貿易国との強度の違いによって変化し、産業や製品によって大きく異なる。

そして、現在、日本企業が海外に出て行っているのは圧倒的に「市場が近くて成長している」「労働コストが安い」「原材料が安く入手できる」「国内市場が縮小している」等が主な理由だからであり、それは様々なアンケート調査などで明らかになっている。すなわち、移転せざるを得ないのでなく、積極的に進出しているのがほとんどである。その上、途上国たとえば中国でのエネルギーコストや環境制約は先進国と大差ない。

さらに、国際競争力喪失のリスクがあるのは、鉄鋼、電力、アルミニウム、セメントなどの数産業セクターであり、排出枠の無償割り当てなど、そのリスクを軽減するような制度設計が可能である。そして、実際に、EU 排出量取引市場では、国際競争力喪失リスクを強く主張して排出枠を無償で得た企業が、無償で与えられたにも関わらず

(ア)

製品価格に転嫁して膨大な利益を得るということが起きた。例えば、ドイツの電力会社は数千億円の利益を得たとされる。すなわち、排出量取引制度が入れば、すぐに企業経営が打撃を受けるわけではなく、すべて制度設計の中身次第なのである。

3. 今後の展望

国内の温暖化政策は、国際交渉の進捗に引きずられている。まさに、負のスパイラルとも呼べるもので、国際枠組みが決まらないから国内対策を決めない、国内対策が決まらないから国際交渉においても後ろ向きの姿勢を取らざるを得ず結果的に交渉の進展をブロックする、という状況になっている。これも、ある意味では、温暖化対策に消極的な人々が立てたシナリオ通りに動いているように思われる。

いずれにしろ、一国民および一人の環境政策研究者として、今年の国会で理性的な議論が交されることを切に願う。

カンケン合意を読み解く(1): 共有ビジョン

IGES 気候変動グループ
主任研究員/副ディレクター

田村 堅太郎



はじめに

カンケン合意(Cancun Agreements)は、気候変動枠組条約(UNFCCC)第16回締約国会議(COP16)及び京都議定書第6回締約国会合(CMP6)で採択された将来枠組みに関するCOP決定とCMP決定を指すものである。しかし、日本国内においては「京都議定書延長問題」を中心に報道・議論がなされ、カンケン合意が何を意味するのか、どのような枠組みを想定しているのか等の議論が十分でないようと思われる。そこで、今シリーズは、カンケン合意を詳しく読み解き、その内容の理解を深めることを狙いとする。第一回目の今回は、長期目標を含む長期的協力行動に向けた共有ビジョン(以下、共有ビジョン)について見てゆく。

共有ビジョンとは、COP13で採択されたパリ行動計画において、緩和、適応、資金、技術と並び、将来枠組みを巡る国際交渉の主要なテーマの一つとされたものである。長期目標の設定など、気候変動問題への対処に関する長期的なビジョンを締約国が共有することは、各国の対策に方向性・指針を与えるために重要であるという考え方がある。しかし、具体的なビジョン、特に長期目標のあり方(例えば、長期目標を温室効果ガス(GHG)の排出削減量、GHGの大気中濃度、あるいは気温上昇幅という形で表すのか、またどのような数値を目標値とするか等)についての意見は収斂せず、その後の交渉において議論が重ねられた。次節以降では、共有ビジョンについてどのような合意がCOP16でなされたかのポイントを説明し、パラグラフ毎の解説を行う。

カンケン合意におけるポイント

カンケン合意における共有ビジョンのポイントは以下の通り。

- ・ 工業化以前に比して気温上昇を2°C以下に抑えることを念頭に大幅な排出量削減の必要性を認識し、各國は削減努力を行う(2°C目標がCOP決定の形で採択)。
- ・ 2050年までの地球全体の排出量削減目標については合意がなされなかつたが、同目標の策定作業を行い、COP17で検討することとなつた。

(ア)

- ・ できるだけ早期に地球全体及び国毎の排出のピーク(頭打ち)を達成することに合意し、具体的なピーク時期を特定するための作業を進め、COP17で検討することとなつた。
- ・ 長期目標の妥当性、取組みの進捗状況の検討を含む「レビュー」を定期的に実施することとし、第一回レビューを2013年に開始し、2015年までに終了することとした。

長期目標の設定に関する議論の背景には、地球全体の排出量を先ず決定した後に、それを何らかの基準(公平性等)に基づいて各国に配分するというトップダウン式の目標設定の発想がある¹。それに対し、カンケン合意の緩和に関する部分では、コペンハーゲン合意同様、各国が国内議論を経て策定した排出量削減目標値や緩和行動を持ち寄り(つまり国際交渉によって決めた目標値・行動ではない)、それを国際約束とするボトムアップ方式を基本としている。しかし、先進国に対しては、ボトムアップで提示された緩和目標をトップダウンで提示された先進国全体の排出量に近づけるプロセスが想定されている(カンケン合意のうち、COP決定のパラグラフ37、及びCMP決定の前文とパラグラフ4)。一方、途上国の緩和行動に対する同様のプロセスは想定されていない。ただし、長期目標の妥当性・取り組みの進捗状況を検討する「レビュー」の中で、途上国の取り組みの強化の必要性も議論される可能性はある。いずれにせよ、現在、各国から提示されている排出量削減目標や緩和行動では、平均気温上昇を2°C以下に抑えることは難しく²、ボトムアップ的に決まる各國の緩和努力と科学的知見に基づきトップダウン的に決まる排出許容量とのつり合いが取れるような仕組みの確立がカギとなる。

¹ただし、一部の途上国が主張していた「炭素スペースへの公平なアクセス」(一定の温室効果ガス濃度を達成するために地球全体で2050年までに排出可能な排出量を計算し、それを人口やこれまでの排出量(排出債務)などを勘案して、各國の排出枠として割り振るというアプローチ)という明示的なトップダウン方式は、米国等の強い反対で盛り込まれなかつた。

²国連環境計画(UNEP)の“The Emissions Gap Report”(2010)では、可能性の高い確率(66%以上)で気温上昇を2°C以下に抑えるためには2020年の世界全体の排出量は440億トン(CO₂換算)程度とする必要があるが、各國がコペンハーゲン合意に基づき提出した緩和目標・行動を実施した場合でも2020年の排出量は約490億トン～530億トンとなり、依然、50億トン～90億トン程度のギャップがあるとしている(ちなみに、2009年度(速報値)の日本のGHG排出量は12.9億トン)。

(次ページに続く)

カンケン合意のパラグラフ毎の解説³

1. 気候変動が現在における最大の課題であり、世界目標の達成を含む条約第2条の究極目的を達成するために、公平の原則に基づき、共通だが差異のある責任及び各国の能力に従って、全締約国が長期的協力行動についての共有のビジョンを持つことを確認し；このビジョンは、締約国の様々な事情を考慮し、条約の原則と規定に従い、全ての締約国の政策と行動を導くためのものであり；このビジョンは、現在、2012年まで、およびそれ以降において、条約の完全かつ効果的で持続的な実施を強化し達成するための、バランスがとれ統合された包括的な方法により、緩和、適応、資金、技術開発・移転、キャパシティに取り組むものであり；

共有ビジョンの位置づけ：UNFCCCの究極目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で大気中のGHG濃度を安定化することであるが、具体的に何を意味するのかの言明はなかった。今回、パラグラフ4で述べられているように気温上昇を2°C以下に抑えるなど、一定の解釈を与えることになった。

2. 更に、以下の事柄を確認し、

- (a) 先進締約国が野心的な排出削減に取り組み、条約の関連規定に従って技術、キャパシティ、及び資金を開発途上締約国に提供することにリーダーシップを示すとともに、望ましい安定化水準を達成するために全体としてより大規模な緩和努力が必要である；
- (b) 緩和と同様の優先度をもって適応に取り組まなければならず、適応の行動と支援を強化するための適切な制度上の整備が必要である；
- (c) 全締約国は、条約の原則に従い、効果的なメカニズム、強化された措置と適切な環境整備活動を通じて、開発途上国への緩和及び適応行動を可能とするための技術開発・移転を強化、協力しなければならない；
- (d) 開発途上国への適応と緩和のニーズに対処するため、大規模かつ新規で、追加的で適切かつ予測可能な資金の動員と供与が必要である；

(ア)

³ カンケン合意の訳はIGES/GISPRI主催『COP16及びCOP/MOP6報告セミナー』(2011年1月20日)で配布されたGISPRI仮訳をベースとしている。

(e) キャパシティは、開発途上締約国が条約に基づく約束に本格的に参加し、効果的に実施するために不可欠である；目標とするのは、全ての分野で開発途上締約国的能力を強化することである；

主要な構成要素：当初、共有ビジョンは、パリ行動計画で示された個別テーマを列挙していなかったが、途上国が個別テーマについても言及することを強く求めた結果、緩和策、適応策、資金、技術、キャパシティへの言及を行うこととなった。こうした要求の背景には、国際的な取り組みや議論が緩和に集中する傾向にあることへの途上国の不満や懸念がある。

3. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第四次評価報告書で評価したように、気候システムの温暖化は議論の余地がなく、20世紀中頃以降に見られる世界の平均気温の上昇の大部分が人為的な温室効果ガス濃度の増加によるものである可能性が非常に高いことを認識し；

科学的知見の確認：IPCC第四次評価報告書で示された科学的知見の確認を行っている。

4. 更に、科学的知見によれば、またIPCCの第四次評価報告書で示されているように、地球の平均気温上昇を工業化以前に比して2°C以下とするためには全地球排出量の大幅な削減が求められることと、この長期目標達成に向けて締約国は緊急の行動をとるべきことを認識し；パラグラフ138で規定される最初のレビューとの関連において、1.5°Cの世界平均気温上昇に関するものを含む入手可能な最高の科学的知識に基づき、長期目標の強化を検討する必要性もまた認識し；

長期温度目標：長期温度目標に関しては、コペンハーゲン合意では「気温上昇を2°C以下に抑えるために、全地球排出量を大幅に削減することが求められていることに合意(agree)し、この目標に向けて行動をとる」とあるが、カンケン合意では「地球の平均気温上昇を工業化以前に比して2°C以下とするためには全地球排出量の大幅な削減が求められること、及びこの長期目標達成に向けて締約国は緊急の行動をとるべき(should)ことを認識(recognise)する」となった。この部分を比較すると、カンケ

(次ページに続く)

ン合意は、工業化以前に比して気温上昇を 2°C 以内に抑えるという気温上昇の基準が明確化され、また should を使うことで recommended goal であるという意味合いが強くなり、気温上昇を 2°C 以下に抑えることが政策目標（あるいは努力目標）として位置づけられると捉えることができる。一方、パラグラフ全体にかかる動詞が「同意する」から「認識する」となっており、大幅削減の必要性についての文言自体は弱まったとも読める書きぶりとなっている。

また、(パラグラフ 138 で規定される)レビューに沿って 1.5°C 上昇の影響も考慮し、長期目標の強化も検討する必要性があるとしている。パラグラフ 138~140 では、パラグラフ 4 にある長期目標(2°C 目標)の十分性・妥当性及び取り組み全体の進捗状況について定期的なレビューを行うと共に、締約国はこのレビューに基づき適正な行動をとらなければならない(shall)としている。最初のレビューは 2013 年に開始し、2015 年までに終えることとなっており、IPCC 第 5 次評価報告書が 2013 年 9 月から 2014 年 9 月にかけて発表される予定であることから、IPCC が取りまとめる科学的知見を反映することができるスケジュールとなっている。また、AWG-LCA(長期的な協力行動に関する特別作業部会)は、レビューの範囲やモダリティについての決定を COP17 で採択できるように作業を進めることが求められている。

これらのレビュー条項は、コペンハーゲン合意のパラグラフ 12 に対応するものであるが、カンクン合意ではより具体的な内容が盛り込まれることとなった。その背景として、長期目標は科学の進展に照らし合わせた見直しが必要なことに加え、2°C 目標を不十分とする国々への配慮があると思われる。COP15 以降の交渉では、小島嶼諸国(AOSIS)やアフリカ諸国、ALBA 諸国(ベネズエラ、ボリビア等)は、1 度や 1.5 度を長期目標として掲げることを求めたが、先進国はコペンハーゲン合意に書き込まれた 2°C より踏み込んだ長期目標は現実性が無いとして難色を示し、議論は平行線をたどっていた。より具体性を持つレビュー条項は、2°C 目標では不十分であるとして不満を持つ国々からの合意を引き出す意味合いもあったと解釈できる。

5. 条約とバリ行動計画の長期目標と究極目的に関する、2050 年までに世界の排出量を大幅に削減する目標の特定を目指して作業を進め、COP17 で検討することに合意し；

長期排出量削減目標：2050 年までの地球全体の排出量削減目標の策定作業を行い、COP17 で検討することに合意したが、COP15 に引き続き、具体的な数値には合意できなかった。世界全体の長期削減目標については、主要国首脳会合(G8)の場で、世界全体の GHG 排出量を 2050 年までに少なくとも 50% 削減するという長期目標を「UNFCCC のすべての締約国と共有し、採択することを求める」とに合意している(2008 年、洞爺湖サミット)。また、ラクイラ・サミット(2009 年)でも同目標の再確認を行うとともに、先進国全体で 1990 年またはより最近の複数の年と比して 2050 年までに 80% またはそれ以上削減するという目標を支持している。しかし、新興国、特に中国は、長期削減目標に対し慎重な立場を貫いている。その理由を明確に示している訳ではないが、現在の世界全体の CO₂ 排出量を 100 と仮定すると先進国と途上国からの排出量の比はおよそ 50:50 となっており、世界全体で排出量を半減するには、仮に先進国の排出量がゼロになったとしても途上国からの排出量抑制が必要となり、中国はこの抑制が自らにも跳ね返ってくることを警戒していると思われる。

6. また、開発途上国では温室効果ガス排出がピークに達するまでの期間が長くなり、社会的・経済的な発展と貧困撲滅が開発途上国における最優先の課題であり、持続可能な発展にとって低炭素開発戦略が不可欠であることを認識したうえで、締約国が世界と自国の温室効果ガス排出をできる限り早急にピークに到達させるために協力することに合意し；更に、最高の入手可能な科学知識と持続可能な発展への公平なアクセスに基づき、世界の温室効果ガス排出のピーク到達までの期間の特定にむけた作業を進め、COP17 において検討することに合意し；

世界規模及び国別排出量のピークアウト(頭打ち)：コペンハーゲン合意では、「世界規模及び国別の排出量のピークアウト(頭打ち)を可能な限り早期に達成するため協力すべき」との文言が含まれていたが、カンクン合意では同様の文言に合意したことにも加え、最新の科学的知見と持続可能な発展への公平なアクセスに基づき、ピークアウトを特定するための作業を進め COP17 で検討することにも合意するなど、コペンハーゲン合意より踏み込んだ内容となっている。

(次ページに続く)

途上国の排出量ピークのタイムフレームは先進国とのそれより長くなることや、途上国の国内事情（貧困撲滅等）への配慮はコペンハーゲン合意の該当箇所を踏襲したものであるが、低排出開発戦略が低炭素開発戦略に置き換わっている。さらに、「公平性」に関連して、途上国的一部は「炭素スペースへの公平なアクセス」という概念を盛り込むことを強く求めていたが、米国はこのような概念に対し強い反対の立場を打ち出していたところ、COP16 の最終局面において、インドから「持続可能な発展のための資源への公平なアクセス」という妥協案が示された。この文言は UNFCCC の前文にある「全ての締約国、特に途上国は、持続可能な社会的及び経済的発展を達成するために必要とされる資源へのアクセスが必要である」という文言に近いものであり、この妥協案に沿って両者が合意し、このパラグラフに盛り込まれたと思われる。

7. 準国家レベルや地方レベルを含む政府、民間企業、あるいは若者や障害者を含む市民社会であり、世界、地域、国家及び地方レベルでの広範囲な関係者の参加が必要であり、ジェンダーの平等及び女性と先住民の効果的参加が、気候変動の全ての面に対する効果的な行動に重要であることを認識する；
8. 締約国は、あらゆる気候変動関連の行動において人権を十分に尊重すべきことを強調し；

参加型アプローチと人権の尊重: パラグラフ 7 では、気候変動問題に立ち向かうためには、自治体、若者、女性や先住民を含む、様々な関係者(stakeholders)の参加が必要であることを認識するとしている。また、パラグラフ 8 では、気候変動問題に対処するにあたり、人権が尊重されなくてはならないことが強調されている。これらの内容はコペンハーゲン合意には含まれていなかった。自治体の役割については、ICLEI(イクレイ一持続可能氏を目指す自治体協議会)等の自治体組織が、自治体の果す役割を認識するよう求めてきた背景がある。また、先住民の参加や人権の尊重の個所は、今回、ボリビアやベネズエラの主張が色濃く反映された個所である⁴。
(ア)

⁴ 先住民や女性の参加及び人権の尊重を強く求める「気候変動と母なる地球の権利に関する世界民衆会議」(2010年4月にコチャバンバ(ボリビア)で開催)及びコチャバンバ合意については、ボリビアのサブミッションを参照のこと。(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.2)

9. 締約国は、特に条約に基づく長期的協力行動における不相応もしくは異常な負担を負わなければならぬ開発途上締約国に十分な配慮が払われることを確認し；

途上国の負担への配慮: このパラグラフは、UNFCCC の第 3 条にある「途上国への特別の配慮」に準じたものであるが、原文にある気候変動の影響に脆弱な国々についての記述が抜けており、緩和策をとることに伴う負担についての側面がより強くなっている。対応措置に関する記述を共有ビジョンに盛り込むことを強く求めていた産油国等への配慮の可能性がある。

10. 気候変動に取り組むためには、正当な質の高い仕事生み出す労働人口の適切な移行を担保しながら、革新的な技術と時速可能な生産と消費と生活様式を基礎としつつ、多くの機会を提供し、継続的な高成長と持続可能な発展を確保できる低炭素社会の構築にむけたパラダイム・シフトが必要であることを認識する；

低炭素社会の構築に向けたパラダイム・シフト: このパラグラフもコペンハーゲン合意には含まれていなかった内容のものである。低炭素社会の構築に向けたパラダイム・シフトという概念は韓国が国内の「グリーン成長(green growth)」政策の中でも謳っている考え方であり、共有ビジョンに盛り込むことを強く求めていた。このパラグラフは、こうした要求を反映したものといえる。

以上、カンクン合意の共有ビジョンが掲げるポイントを概観した。2°C目標が COP 決定の中に盛り込まれたことで、先進国と途上国双方によるより積極的な緩和行動が必要であることが改めて浮き彫りとなっただけでなく、各国の緩和努力と排出許容量とのつり合いが取れるような仕組みを確立する必要性を意味する。次回は、このような仕組みがカンクン合意の緩和部分でどのように想定されているかという論点を取り上げ検討する。

主要国の最新動向(2) -中国・インド・韓国-

※先月号からスタートした「中国・インドの最新動向」から変更・拡大することとなりました。



-中国-

成長と達成の弾みの先には

中国中央政府は、現行の第 11 次五カ年計画(2006-10 年)の期間中に国内総生産(GDP)単位当たりのエネルギー消費量の 20% 低減目標を達成したとの公式発表を行った。一時は目標達成が危ぶまれたが、中央政府の指導により、五カ年計画中にエネルギー効率が低く汚染物質を排出している発電所や製鉄所の閉鎖、古い地熱発電所の環境配慮型施設への建て替え等を次々と断行したことから、これらの施策が功を成したものと言える。この目標達成で弾みを得た中国では、国家エネルギー局(NEA)によるとクリーンエネルギー使用量が伸びており、水力・風力・原子力による発電量は 3 兆キロワットにのぼり、これは石炭 15 億トン分の使用抑制、30 億トンの CO₂ 排出量削減に相当するという。

IGES 気候変動グループ・特任研究員
ヘレン・グオ



中国は、コペンハーゲン合意で GDP 当たりの二酸化炭素排出量の 40~45% 低減(2005 年-20 年)、次期五カ年計画 2011-15 年におけるエネルギー消費と GDP 当たりの CO₂ 排出量の削減および 2011 年における主要汚染物質の前年比 1.5% 削減という多くの目標を設定している。

しかし、昨年の GDP が日本を追い越し、世界第二位の経済大国となった中国は、国内のエネルギー使用を増大せざるを得ず、廃棄物や化学物質による環境汚染が深刻化している。急ぎ足で進み続ける上り坂の発展の途には多くの課題が待ち受けており、舵取りは非常に難しくなっている。



-インド-

インド農民の願い

昨年、世界では気象災害が相次いだ。気象災害の多発を受けた影響評価の必要性に関する議論の多さは、人間の生活に対する気候変動の影響が深刻さを増していることを示すものもある。

インドを含む多くの発展途上国では、気象災害は、世界中の科学者が集まって解決すべき大問題だと考えられている。そして、今一番深刻な問題は、異常気象による影響を受けやすい脆弱な農業や生計をどうしたら守れるのかということだ。すなわち、発展途上国の期待は、国内経済の飛躍と、気候変動および環境問題から直接的な影響を受ける開発ニーズの両方への対応なのである。

もちろん、温室効果ガスの排出を減らし気候変動への対応を行うことで国内経済や環境問題にも効果を与えるコベネフィットへの期待はある。しかし、インドがまず模索しているのは、気候変動の緩和策が女性や子ども等の社会的弱者の保護や貧困対策にどう役立つかを明らかにすることだ。

IGES 気候変動グループ・研究員
ジャナルダナン・ナンダクマール



残念ながら、多くの発展途上国でこれらの開発課題は長年の政策課題でありながら、気候変動対策と連携させるという観点から取組まれたことは少なかった。気候変動の影響を受けやすい農業や水資源等に対する将来的な影響がますます脅威になると予測される中、政府の気候変動対策が開発課題への取組みにも貢献できるように政策を立案し、実施していくことが求められる。

すなわち、今後気候政策を実施していく上では、その対策が貧しい者の生計の向上、エネルギーアクセスの改善、植林事業が農業に与える影響について十分に検討する時に来ている。また、経済成長が農村部の貧困緩和に寄与するよりも、ただ都市部にはこびる消費を増大させているだけなのかどうかを検討する姿勢も、今後数年のインドや他の多くの発展途上国の気候政策の軌道を導くことに貢献すると思われる。



-韓国-

ETS 導入に向けた攻勢

2008年8月の建国60周年という節目に、韓国の李明博大統領は演説の中で「低炭素グリーン成長」という新たな国家ビジョンを掲げた。以来、経済成長と温暖化対策の両立を国的重要課題に据えて着々と政策を展開する韓国国内で、排出量取引(ETS)を近く導入させようとする動きが高まっている。国内のグリーン成長を下支えする低炭素技術の発展のインセンティブ創出をねらうと同時に、市場原理に基づく効率的な温室効果ガス(GHG)の削減を実行し、国内ETS市場の構築により国際的な炭素市場の構築に寄与することで、次期国際気候変動枠組みにおける存在感を高めようという勢いを得た戦略のようだ。

ETS導入に向けた準備は周到に進められてきた。大統領直轄下に設立されたグリーン成長委員会においてETS導入の基本計画作成が進められ、昨年1月には総量制限排出量取引制度等の導入を進めるとの条項を盛り込んだ「低炭素グリーン成長基本法案」が制定された。関係省庁、ステークホルダーおよび専門家との一連の会合で検討が重ねられ、11月に国務総理室によって同法案規定(第46条)に基づき具体的なルールを設定した「温室効果ガス排出量取引制度に関する法案」(ETS法案)が国民に公示され、既にパブリックコメントの募集が終了している。これと並行して現在行われている関係省庁間の調整の行方が注目される。

IGES 気候変動グループ・研究補助
宮塚亜希子



しかし、順調とも見られるETS導入の動きは、少なからず国内の対立により揺るがされている節がある。シナリオどおりとも言えるような導入支持派と反対派の拮抗する主張の多くは制度の導入時期を巡るものだ。国内産業の国際競争力の低下や炭素リーケージに依然強い懸念を示す産業界は、国際的なETS実施の遅れを主な理由に導入を2015年まで先延ばそうとする知識経済部(MKE)を支持して共に戦線を張り、早期の2013年導入に向けETS法案の国会提出と可決を目指したい大統領側と環境部(MOE)に譲らぬ姿勢を崩さない。一方の大統領側は“ETS導入は新たな規制ではなく産業の導入であり、最小コストでグリーン成長を遂げるための支援策”とのメッセージを発信し続け、早期導入の実現に世論の論調の流れを取り込みたい考えだ。

将来的には他のETS導入国との連携も視野に入れ、国内成長を世界へと広める攻めの姿勢を持ち続ける韓国国内の活発な議論は、昨年末に導入を先送りした日本を先駆ける可能性が高いことを示していると考えられる。

※本稿は2011年1月21日に開催された「日韓排出量取引制度シンポジウム」(共催:文部科学研究費特定領域研究「環境政策の重層的ガバナンス(代表:植田和弘氏)」、「環境政策のポリシーミックス」研究班(代表:諸富徹氏)、上智大学「環境と貿易研究センター(センター長:有村俊秀氏)」におけるキム・ヨンガン氏(韓国環境政策評価研究院・気候変動経済分析研究部長)の講演に多くを依拠する。

環境省中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会にみる

最前線のリーダーシップ(1)

IGES 気候変動グループ・研究員
石鍋 渚

1. はじめに

本稿では、2010年4月にスタートした中央環境審議会¹ 地球環境部会中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会での審議内容を、国内の政治動向と地球温暖化・気候変動政策の進捗状況を交えながら紹介する。そして現在、地球温暖化・気候変動政策の進展を取り巻く課題を、米国ハーバード大学ケネディ行政大学院ハイフェッツ教授およびリンスキーフェローの説くリーダーシップ論²を基に考察すると共に、今後、地球温暖化・気候変動政策を進めていく上での戦略について議論したい。今回はまず、中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会の目的・位置付け、そして2009年8月の民主党政権誕生からこれまでの国内政治および地球温暖化・気候変動関連政策策定に係る経緯について述べる。

2. 中長期ロードマップ小委員会・国内排出量取引制度小委員会の目的・位置付け

中長期ロードマップ小委員会は、地球温暖化対策基本法案が2010年3月に鳩山首相(当時)率いる民主党により閣議決定され、同法案第10条に温室効果ガス排出量の削減に関する中長期目標(2020年までに1990年対比25%、2050年までに80%)が規定されたことを受け、この目標を達成するための具体的な対策・施策の道筋(中長期ロードマップ)を、国民の様々な意見を踏まえた上で、国民に提示することを目的に、中央環境審議会 地球環境部会の下に設立された。中央環境審議会とは、環境基本法第41条に基づいて、環境省に置かれた審議会であり、環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環

境の保全に関する重要事項を調査審議し、内閣総理大臣、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

国内排出量取引制度小委員会は、同基本法案第13条において国内排出量取引制度の創設が規定され、同法の施行後1年以内を目途に、国内排出量取引の法制度の成案を得ることとされたため、専門的な検討や論点整理を行いつつ具体的な制度設計を行うため設置された。これまででも政府は、地球温暖化問題に関する閣僚委員会等において、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度について検討を行ってきたが、本小委員会では地球温暖化対策基本法案を基に、制度設計を行うことを目的とする。両小委員会は、中央環境審議会 地球環境部会のもと並列に位置づけられるが、審議の内容としては中長期ロードマップ小委員会が地球温暖化対策全体を幅広くカバーするのに対し、国内排出量取引制度小委員会は専門ユニットとして、単独の法制度の制度設計を目指しているところに差があるといえる(図1参照)。

3. これまでの経緯

鉄鋼業界などに激震を与えた³とも言われる、鳩山前首相による2009年9月国連気候変動サミットでの日本の中長期温室効果ガス削減目標宣言であるが、ここで示された2020年25%の削減目標は、そもそも2009年4月の時点で民主党福山哲郎議員により国会に提出された「地球温暖化対策基本法案」、そして7月に公開された「民主党マニフェスト2009」において明記されていたもので

(次ページに続く)

※脚注はp.13をご覧下さい。

図1.中長期ロードマップ小委員会・国内排出量取引制度小委員会の位置づけ



ある。民主党マニフェスト 2009 では雇用・経済政策の目玉として環境関連政策が掲げられ、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引市場の創設、地球温暖化対策税の導入、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度(FIT)の導入、効率的な電力網(スマート・グリッド)の敷設、家電製品などの CO₂ の見える化、住宅用太陽光パネル・環境対応車・省エネ家電などの購入に関する助成などが、具体策として提示された。P.11 図 2 の円グラフに、マニフェストに記載された政策各論の内訳を、

右表に、環境関連政策各論と具体策の例を挙げる。

国内における温暖化・気候変動対策推進の機運は、2009年8月に衆議院総選挙で圧勝した民主党鳩山前首相による国連での発言により一気に高まり、翌 2010 年 3 月には改めて「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定のうえ国会に提出され、同年 4 月より中長期ロードマップ小委員会および国内排出量取引制度小委員会の審議が開始した(p.12 表 1 参照)。

(次ページに続く)

図 2. 民主党マニフェスト 2009 で掲げられた環境関連政策各論と具体策⁴

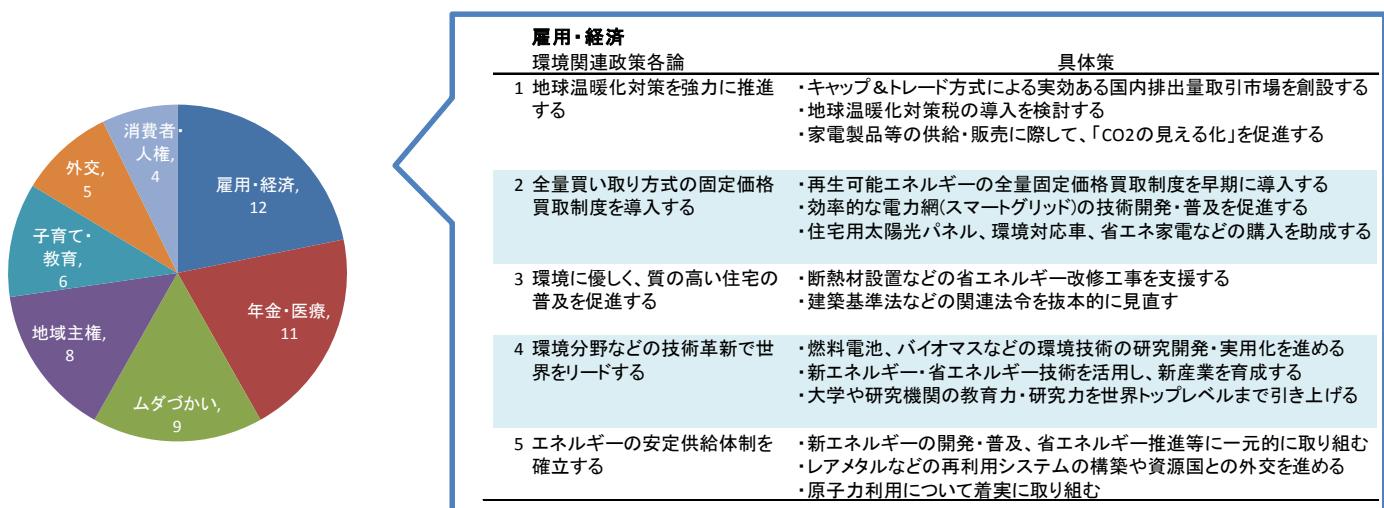


表 1. 政治動向と地球温暖化・気候変動政策の流れ⁵

2009年4月 民主党 福山哲郎議員らが、「地球温暖化対策基本法案」を国会に提出。削減目標は、2020年までに25%、2050年までに60%(1990年対比)

2009年7月 民主党 2009マニフェストにおいて、日本の温室効果ガス削減案(2020年までに25%、2050年までに60%超(1990年対比))を明言

2009年8月 30日、民主党 衆議院総選挙により圧勝

2009年9月 22日、民主党 鳩山首相(当時)が、国連気候変動サミットにおいて日本の温室効果ガス削減案(2020年までに25%、2050年までに80%超(1990年対比))を宣言

2010年3月 民主党内閣 「地球温暖化対策基本法案」を第174回通常国会に提出。削減目標は、2020年までに25%、2050年までに80%(1990年対比)

自民党 野田毅議員らが、「低炭素社会づくり推進基本法案」を同国会に提出。削減目標は、2020年までに15%、2050年までに80%(2005年対比)

小沢銳仁環境大臣(当時)が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案「環境大臣 小沢銳仁 試案」を発表

2010年4月 公明党 江田康幸議員らが、「気候変動対策推進基本法案」を同国会に提出。削減目標は、2020年までに25%、2050年までに80%(1990年対比)

環境省 中央環境審議会 地球環境部会 中長期ロードマップ小委員会(第1回)および国内排出量取引制度小委員会(第1回)開催

2010年6月 2日、鳩山首相(当時) 辞任

9日、第1次管内閣発足

経済産業省 産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 政策手法ワーキンググループ (第1回)を開催

16日、国会閉幕。内閣および自民・公明党が国会に提出した温暖化関連法案は、審議未了のため継続審議

2010年7月 民主党 参議員総選挙において大敗。衆参両院で同じ党が過半数を持たない「ねじれ国会」状態が誕生

2010年9月 経済産業省 産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 政策手法ワーキンググループ (第6回)開催。中間整理案が提出される

2010年10月 民主党内閣 「地球温暖化対策基本法」案を再度第176回臨時国会に提出。

自民党 野田毅議員らも同様に、再度「低炭素社会づくり推進基本法案」を同臨時国会に提出

公明党 江田康幸議員らも同様に、「気候変動対策推進基本法案」を同臨時国会に提出。

2010年12月 3日、臨時国会閉幕。内閣および自民・公明党が国会に提出した温暖化関連法案は、審議未了のため再度継続審議に終わる

環境省 中央環境審議会 地球環境部会 中長期ロードマップ小委員会(第19回)および国内排出量取引制度小委員会(第18回)開催。中間整理案が提出される

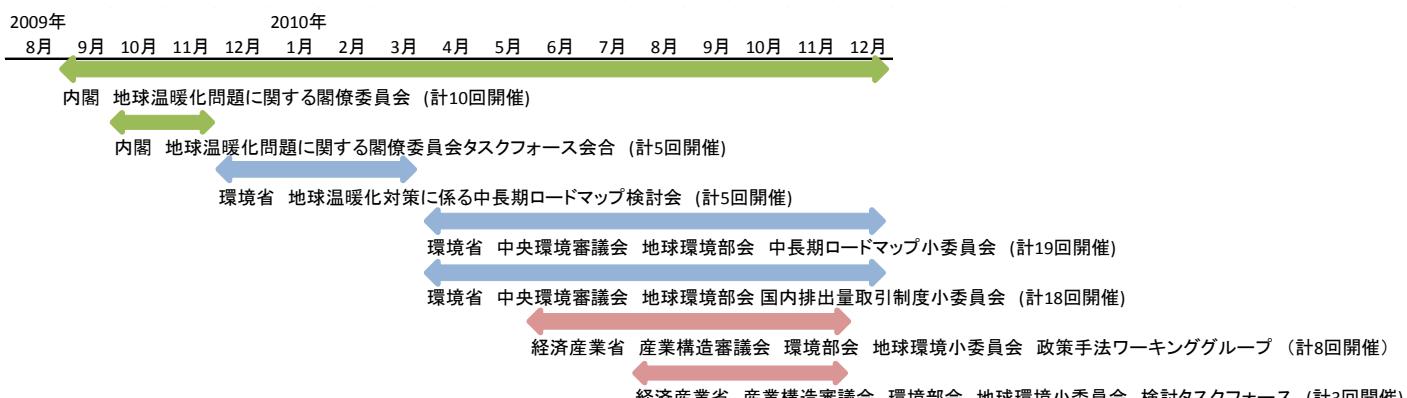
またこれと時を同じくし、自民党からは「低炭素社会づくり推進基本法案」が、公明党からは「気候変動対策推進基本法案」が提出される等、国会における2009年の議論が、京都議定書第一約束期間の温室効果ガス2012年削減達成目標値である6%(1990年対比)中心で、それ以降の目標が大きく取り上げられることが少なかった状況と比べれば、この頃、日本における地球温暖化・気候変動政策は大きな一步踏み出したといえる。P.12表2は、各党の基本法案に掲げられた温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギー導入目標と地球温暖化主要三施策(再生可能エネルギー固定買取制度(FIT)、国内排出量取引制度、環境税)の比較である。

また地球温暖化対策基本法案が2010年3月に閣議決定されたことを受け、6月には経済産業省内でも、成長戦略や産業の国際競争力、雇用や国民生活への影響等を踏まえつつ地球温暖化対策の政策手法について検討するため、地球温暖化対策全般を扱う「産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会」の下、新たに、政策手法ワーキング・グループと検討タスクフォースが設置された。同ワーキング・グループとタスクフォースの当面の目的は、基本法の施行後一年以内の成案が見込まれる国内排出量取引制度の具体化に向か、論点を抽出の上、制度設計上のオプションを提示することである⁶(図3参照)。

表2. 各党が国会に提出した地球温暖化・気候変動関連基本法案の比較⁷

	温室効果ガス 削減目標	再生可能エネルギー 導入目標	再生可能エネルギー 固定買取制度	国内排出量取引制度	環境税
地球温暖化対策 基本法案 (民主党)	2020年までに25%、 2050年までに80% (1990年対比)	2020年までに10% (1年間の一次エネルギーの 供給量に占める再生可能工 エネルギーの供給量の割合)	全量	基本法成立後1年以内に創設。 排出量の限度値の設定について は、総量削減方式を基本としつ つ、原単位制も検討対象とする	2011年に地球温暖化対 策税を実施できるよう検 討する。 地球温暖化対策を推進 する観点から、税制全体 のグリーン化を図る
低炭素社会づくり 推進基本法案 (自民党)	2020年までに15%、 2050年までに80% (2005年対比)	2020年までに20% (最終エネルギー消費(エネ ルギーの生産から消費まで の一連の工程において最終 段階で消費されるエネル ギー)に占める再生可能エネ ルギーの割合)	全量との明記なし	創設に関する明確な方向性は示 されず	国民経済及び産業の国 際競争力に与える影響 等を踏まえつつ、税制全 体の一層のグリーン化を 図る
気候変動対策 推進基本法案 (公明党)	2020年までに25%、 2050年までに80% (1990年対比)	2020年までに15% (一次エネルギーの供給量に 占める再生可能エネルギー の供給量の割合)	全量	基本法成立後1年以内に創設。 排出量の限度値の設定について は、総量削減方式を原則とする。 気候変動の緩和及び気 割り当て方式は、2020年までは 無償、2020年以降については有 償とする	2011年に気候変動対策 税を創設。 気候変動の緩和及び気 割り当て方式は、2020年までは 無償、2020年以降については有 償とする観点から、税制全体 のグリーン化を図る

図3. 民主党政権発足以降の、地球温暖化・気候変動対策に関する委員会、会合などの設置状況⁸



(次ページに続く)

勢いよくスタートを切った中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会ではあったが、政治と力ネや普天間基地問題等による民主党政権への支持率の低下、そして鳩山首相(当時)の辞任など、国内政治状況の混迷を背景に、中長期ロードマップおよび国内排出量取引制度策定の根幹となる地球温暖化対策基本法案の成立は、当初期待されていた 2010 年 6 月の 174 回通常国会において審議未了のため廃案となり、同年 12 月の 176 回臨時国会においても、相次ぐ政治と力ネの問題や年金、子供手当への対応等に押され、またも継続審議となつた(p.13 図 4 参照)。

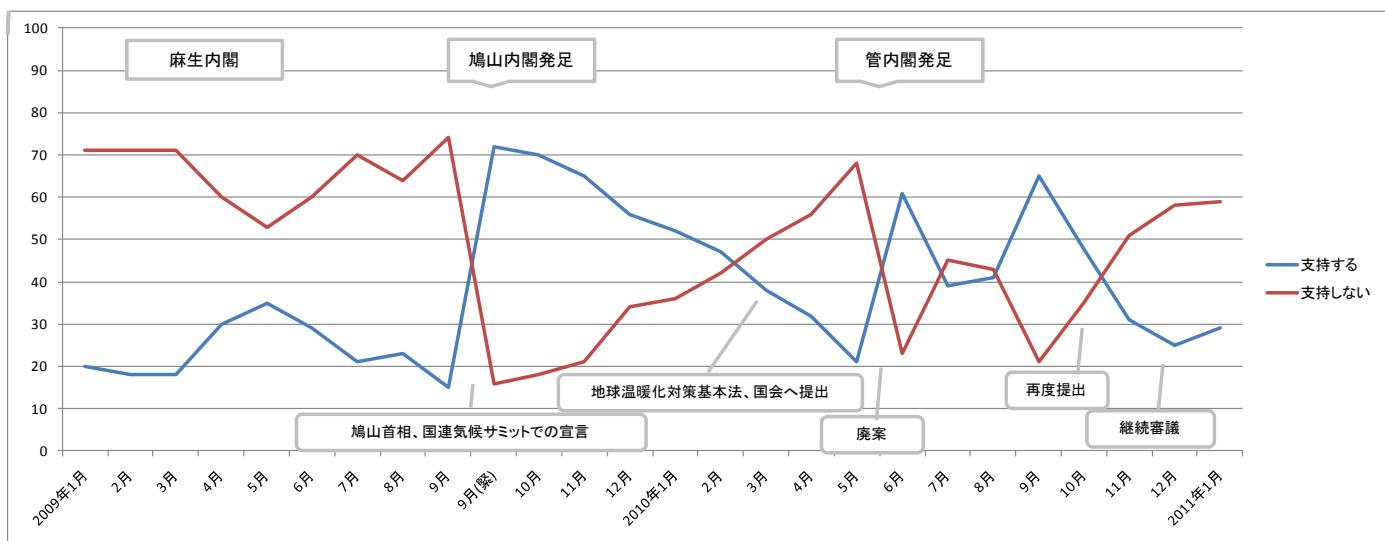
2010 年 6 月の通常国会において地球温暖化対策基本法案が継続審議となって以降、中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会では、主に産業界を代表する委員らから、屋台骨となる基本法の成立抜

きでの議論に対する疑問の意見が多く聞かれるようになり、そしてその頻度は民主党の支持率低下と反比例するかの様に高まつた。それに対する環境省の意見は、地球温暖化対策基本法案が成立することを前提に議論を進めるという極めて冷静なものであったが、この頃から徐々に温暖化対策推進の議論の勢いが低下していった感は否めない。

4. おわりに

今回は、中長期ロードマップ小委員会と国内排出量取引制度小委員会の目的・位置づけと共に、民主党政権発足前後からこれまでの地球温暖化・気候変動政策の策定に向けた流れをおおまかに説明した。次号以降、中長期ロードマップ小委員会でのこれまでの議論を解説すると共に、ハイフェッツ教授らの説くリーダーシップ論に基づき、課題を整理したい。

図 4. 内閣支持率推移と地球温暖化対策基本法の審議状況⁹



1: 中央環境審議会のもとには現在、総合政策部会、廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、環境保健部会、石綿健康被害判定部会、地球環境部会、大気環境部会、騒音振動部会、水環境部会、土壤農薬部会、瀬戸内海部会、自然環境部会、野生生物部会、動物愛護部会、21世紀環境立国戦略特別部会の 15 の部会が存在する。審議の内容や委員は原則公開される。詳細は、環境省ウェブサイトで閲覧可能。

<http://www.env.go.jp/council/01chuo/gaiyo01.html>

2: 今回主に参考とするリーダーシップ論は、ロナルド・A・ハイフェッツ教授、マーティン・リスキー教授による「最前線のリーダーシップ—危機を乗り越える技術」(監訳者 竹中平蔵、訳者 ハーバード・MIT 卒業生翻訳チーム、発行所 (株)ファースト・プレス)に示されている、リーダーシップの本質と技術である。

3: 「トップ証券アナリストが説く日本の産業と環境」鉄鋼セクション(IGES 出版)を参照のこと。

<http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=2925>

4: 図に示した数は、マニフェストに掲げられた政策各論の数である。詳細は民主党ホームページを参照のこと。

<http://www.dpj.or.jp/>

5: 衆議院、各党ウェブサイト、ニュース記事などを基に、筆者作成。

6: 経済産業省には、産業構造審議会、消費経済審議会、日本工業標準調査会、計量行政審議会、輸出入取引審議会、化学物質審議会、総合資源エネルギー調査会、中央鉱山保安協議会、工業所有権審議会、中小企業政策審議会、独立行政法人評価委員会の 11 の審議会が存在する。産業構造審議会には、産業競争力部会、地域経済産業分科会、貿易経済協力分科会、産業技術分科会、航空機宇宙産業分科会、車両競技分科会、織維産業分科会、伝統的工芸品産業分科会、情報経済分科会、商品取引分科会、割賦販売分科会、基本政策部会、新成長政策部会、知的財産政策部会、産業金融部会、通商政策部会、環境部会、化学・バイオ部会、サービス政策部会、流通部会、消費経済部会の 21 の部会・分科会があり、環境部会はその一つ。環境部会の所掌事務は、①経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する重要事項を調査審議すること、②経済産業省の所掌事務に係るリサイクルの推進その他資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策に関する重要事項を調査審議することである。

7: 各党が国会に提出した基本法案は、衆議院ウェブサイトの議案ページより閲覧可能。http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm 民主党の温暖化対策基本法に関しては 2009 年 4 月のものと 2010 年 3 月のものに若干差があるが、ここでは 3 月と 10 月に提出されたものを参照した。

8: 開催回数は、2011 年 1 月時点。

9: NHK 文化放送「政治意識月例調査」を基に、著者作成。

● 気候変動の将来枠組みに関する日中非公式政策対話の開催

2011年1月27日、中国・北京

IGES 気候変動グループは、中国国家発展改革委員会エネルギー研究所(ERI)、日本国環境省とともに2013年以降の気候変動に関する国際枠組みおよび両国の低炭素社会構築に向けた取り組みについて話し合う日中非公式政策対話「IGES-ERI 政策対話：アジアにおける低炭素型発展モデル、政策措置と実施-」を開催しました。

今回の政策対話では、排出削減や低炭素型発展を推進する上で重要な要素や政策措置に焦点を当て、日中両国の課題と将来枠組みにおける可能な選択肢について、活発かつ率直な意見交換を行いました。当日は両国の政策研究者や有識者をはじめとする約50名が参加しました。



詳細はこちらのページをご覧ください → http://www.iges.or.jp/jp/news/press/11_01_31.html

● 明日香ディレクター講演：湘南国際村アカデミア講演会・地球温暖化問題最前線 ～自然科学・政治経済の現状と課題～

2011年1月22日、IGES(葉山)・第1会議室

主催：IGES および(財)かながわ国際交流財団 湘南国際村学術研究センター

本講演会では、排出量取引制度(ETS)の実情、次期国際枠組のオプションを含む最近の温暖化問題の動向を分かりやすく解説し、質疑応答を交えながら参加者と地球市民としてのあり方について考える機会となりました。

詳細はこちらのページをご覧ください → <http://www.iges.or.jp/jp/news/event/20110122academia/index.html>



次号予告 (2011年2月末発行予定)

● 各連載

- カンケン合意を読み解く(2)
- 「最前線のリーダーシップ」(2)
- 国内政策を本音で語る(2)
- 主要国の最新動向(3)

● 新連載 国際交渉の回顧録(予定)

など

Svapnam 夢

COP16とかけて盧溝橋事件と解きます

整いました!

その心は…

etc

編集後記

「結果と過程、どちらが大事か」という問いに、皆さんは答えをお持ちでしょうか。結果がより重視されるビジネス、スポーツ、料理、過程がより愉しまれる(過程を経てこそ結果が出る)登山、旅行、等々、誰もが日々様々な局面で対峙し、多くの見方が交差する観点なのではないでしょうか。温暖化という過程を経た先にある(想像するところ)結果を出来るだけ変えてみせようとする多くの人と国があるなかで、次のCOP17で出さねばならないとされる“結果”に向けた過程の議論が本格的に始まろうとしています。今月号は、カンケンの結果が何を意味するのか、望ましい結果へと繋ぐには今後どのような過程を進むべきなのかを、ともに解き明かそうと熟考された記事を多く頂き、充実の新年号となりました。多くの方のご協力を得ながら長い過程を経て発行される「クライメート・エッジ」を、より良い結果としてお届けすべく努めてまいりますので、本年も宜しくお願ひ申し上げます。(宮塚亜希子)